

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 決算に際して未払いの点検を

Q：当社は今月が決算月ですが、思ったよりも利益が出そうです。資金の支出をせずに何かよい決算対策はないでしょうか。

A：未払いの計上洩れがないか点検してみましょう。ここでは、「人件費」関係の未払いについて整理してみます。

#### (1)給与関係

例えば、給与の計算期間が15日締めの場合、3月末決算においては、16日から末日までの期間に対応する給与については債務が確定しているわけですから、未払計上が可能となります。

ただし、役員報酬については、役員と会社の関係は民法上の委任又は準委任とされ、委任の報酬請求権の発生は、その期間が経過した後に発生すると考えられるため、3月16日から末日までの分は翌月25日に全額確定債務となると解されています。

#### (2)社会保険関係

社会保険料の決算月に対応する会社負担分の未払計上ができます。

つまり、社会保険料の納期は「翌月末日」なので、必ず通常1カ月の会社負担分が未払いに計上されるわけです。

#### (3)労働保険関係

確定保険料に係る保険年度（前年4月1日から当年3月31日まで）が決算末日までに既に終了している時は、確定保険料に係る申告書の提出前であっても、その不足納付額は債務が確定したものと扱われ、未払計上が可能です。

